

令和4年度 第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和4年9月20日（火） 10時00分～11時40分

2 場 所 十勝総合振興局 地下会議室 ほか

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学 グローバルアグロメディシン研究センター教授)
特別委員	金子 ゆかり	((有) 金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社) 帯広観光コンベンション協会 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	青木 鐘三
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	平田 渉
ホーク総合振興局産業振興部商工労働観光課長	齋野 二裕
ホーク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	平泉 龍也
根室振興局産業振興部商工労働観光課長	出口 裕一
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	沢田 拓希

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「(仮称)サツドラ中標津町東 18 条店」(中標津町) の法第 5 条第 1 項 (新設) の届出について
- ・ 「スーパースポーツゼビオ北見店」(北見市) の法附則第 5 条第 1 項 (変更) の届出について
- ・ 「網走交通株式会社 三輪ビル」(北見市) の法第 6 条第 2 項 (変更) の届出について

6 議事要旨

- (1) 「(仮称)サツドラ中標津町東 18 条店」(中標津町) の法第 5 条第 1 項 (新設) の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○店舗東側出入口の安全確保について

- ・ 店舗東側出入口について、町道 19 条線の交通量が少ないことは理解したが、近隣に霊園や公園、保育園などがあり、季節や時間によっては歩行者や交通量が増える恐れがあることから、周辺地域とも協調しながら、出入口付近などの店舗周辺における車両の通行の安全に配慮する必要があると考えられる。

周辺の交通量が増える時期や、店舗の特売日、混雑が予想される日には、各出入口へ交通整理員を配置し、場内へのスムーズな誘導、歩行者の安全確保に努めるとともに、店舗出入口には「歩行者注意」等の看板を設置することを確認。

○冬季堆積場の位置、運用方法について

- ・ 冬季堆積場を店舗南側に設けているが、過去には、駐車場に堆積していた雪が崩れて事故に至ったケースもあることから、そういった点についても配慮がされているか、設置場所や運用方法などについて確認していただきたい。

出入口付近の見通し確保の点から、店舗南側に堆積を予定しており、開店後に、予定している堆積場が来店客の動線の妨げになる危険が生じる等の状況となった場合には、設置場所を見直す等の適切な対応をすることを確認。

また、中標津町内の既存店舗(中標津西店)では、堆積した雪の排雪は、降雪量によるがおおよそ 2 週間に 1 回の頻度で実施しており、当該店舗においても大雪の際には、状況に応じて排雪回数を増

やす等して対応することを確認。

○荷さばき作業時間帯について

- ・荷さばき施設の搬出入作業の開始時刻は午前6時であるが、駐車場内の除雪作業も午前6時からであるため、除雪作業の遅延による、搬出入作業への支障はないか。

荷さばきのためのスペースを優先的に確保し、突然の大雪で除排雪の作業が遅れる場合においても、駐車場内に待機（店舗南東側境界付近を想定）できるよう計画的な除排雪を実施することを確認。

○イートインスペースについて

- ・当該店舗にイートイン等の店内飲食スペースを設置する予定はあるか。その場合、生ゴミの発生等、周辺環境に悪影響を与える可能性はないか。

イートインスペースの設置計画はないことを確認。

生ゴミ等の発生については、在庫管理の徹底による食品ロスの削減やパッケージ包装により、悪臭等の発生を防止することを確認。

○要介護者駐車マスとその動線について

- ・要介護者用駐車マスから店舗への動線を確認したい。駐輪場の近くを通ることとなるが、車椅子利用者等の導線を確保できるのか。

駐輪場と店舗の間の通路を通り、店舗へ行く計画であり、駐輪場と店舗の間にはバリカーを設置し、駐輪している自転車等がはみ出したりしないように対応することを確認。

また、店舗までの導線において段差はなく、バリアフリーな構造となっていることを確認。

イ 質疑・確認

(野田部会長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いします。

(B委員)

図面の建物北側にある小さい扉の標示がついている設置物はなにか。

(事務局)

推測ではあるが、変電設備であると思われる。

(B委員)

承知した。

続いて、駐車場の件に関し、先ほど説明のあった要介護者マスと動線について、本来であれば店舗南側の駐車場に配慮が必要な方の駐車スペースがあれば、駐輪場の後ろを歩いて入口に向かわなくてもよいことになると思う。南側の14と書いている駐車マスに要介護者用駐車スペースがあれば、移動がスムーズな気がした。

店舗と駐車場の間を歩いて入口に向かうとされているが、寸法を見ると1m弱となっており、これが壁芯からの測定だとすると更に狭くなっていると思われる、歩くスペースが少ないことが予想されるが、南側の駐車スペースでは、建物と駐車マスの間が1.7mとなっており、こちらのほうが安全に移動できるのではと考える。

もし計画を代えることができるのであれば、その方がよいのではないかと思います、意見申し上げます。

(事務局)

なぜ店舗北側に要介護者用駐車マスを設置したかは確認できていない。

確かに、出入口近くの14の駐車マスが最も店舗入口に近いが、設置者としては駐車場の出入口③、④がおそらくメインの出入口となり、そちらからの動線が良い場所に設置しているとも考えられる。

(部会長)

より安全性を高めると考えれば、B委員がおっしゃっている部分も、良いものと考えられる。

現時点でも駐輪場後ろにバリカーを設置する等して安全確保するとあるが、おっしゃった内容のような計画の変更が可能かどうかについて、審議結果とは別に、設置者に伝達していただくことでいかがか。

(B 委員)

よろしく願います。

(A 委員)

イートインスペースがないとのことであるが、調理臭、悪臭の飛散防止の部分で「まれに食品の廃棄が想定されるが、パッケージ包装されているため、悪臭は発生しない」と書かれているが、店舗内部に惣菜作業室や精肉作業室があることになっており、この書き方ではパッケージ包装されたものを外から持ってくるから廃棄しても悪臭が発生しないと見て取れる。これらの作業室で包装等するのであれば結構な量の生ゴミが出ると思われるので、その辺りはどのようになっているのか。

(事務局)

先ほどの事務的説明での確認事項についての説明は、イートインスペースにおいての廃棄に関して言っているもの。

(A 委員)

そうではなく、審議案件概要資料を見たときに、調理臭、悪臭飛散防止の書き方を見ると、作業室があるにも関わらず、あたかも生ゴミが出ないような内容だったため、確認していただけたらとの意味。

(部会長)

図面にはゴミ庫や生ゴミ庫があることになっており、これらの設備で解決しようと思っているのか。

(事務局)

資料6-1の廃棄物保管施設容量の算定において、生ゴミ等もチェックされているので、ご指摘があったとおり、作業室での廃棄物も出ることを想定しているものと思われる。

(A 委員)

生ゴミ庫もあるので、基本的には問題ないと思っている。

ただ、審議案件の概要において、調理臭、悪臭飛散防止の部分の書きぶり与实际が合わないということであり、そのため、生ゴミ等が発生した際には、生ゴミ庫で保管した後に適切に廃棄すると書いていけば問題ない。あたかも、生ゴミは発生しないと見て取れるのでそこが矛盾していると思われる。もう少し実態に即した処分を行うと書いて欲しい。

(C 委員)

この概要資料は事務局で作成しているのか。

(事務局)

事務局において作成している。

(C 委員)

それであれば、事務局において書き方として直せばよいのでは。

(部会長)

届出書にその内容で書いている。

そもそも事業者の届出書においてももう少し丁寧に記載してもらうべきであったと思われる。

そのため、届出書のチェックの時に実態との整合性について、確認してもらえれば。しっかりと対応しているのに書かれていないというのは、マイナスになってしまう。

(A 委員)

サツドラやツルハは、昔はドラッグストアであったが、だんだんと肉や惣菜などが販売され始め、スーパーのように作業室で作るようになってきている。おそらく事業者も今までの踏襲で届出を書かれている部分もあると思うが、正々堂々やっていたらいいので、実態に合わせた届出書を出していただいて、書き方についてもチェックしていただきたいと思う。

(部会長)

意外とよくあるのが、前例踏襲主義ではないが、やっているうちに決まったフォーマットができ、それに則った書き方になってしまうというところがあるので、事務局において、申請者にガイドする際に、それにとらわれず、実態に即した記載をして欲しいと指導いただければ。

他にご意見等はあるか。

それでは答申案に移りたい。

(事務局)
＜答申案読み上げ＞

(部会長)
答申案について、ご意見等はあるか。

(委員全員)
＜意見なし＞

(部会長)
それでは、答申はこの内容としたい。

お願いではあるが、先ほど B 委員から話のあった要介護者用駐車マスの場所について、可能であれば場所を移動して、できるだけバッティングするようなことがないようにできないかを確認いただきたい。

もしできないということであれば、次回やメールで構わないので、経過をお知らせいただければ。

(事務局)
承知した。

(2)「スーパースポーツゼビオ北見店」(北見市)の法附則第5条第1項(変更)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○コインランドリーの駐車場について

- ・ 図面を見るとコインランドリーに 5 台程度駐車場があるが駐車場台数にカウントされていない。この駐車場の取扱はどうなっているのか。届出事項に該当するなら騒音の予測が必要になるのではないか。

コインランドリー前の駐車マス 5 台は非小売店専用の駐車場であり、他の店舗の利用はしないことから駐車台数から除外しており、したがって騒音の予測についても小売店舗以外の店舗となるため不要となることを確認。

○なか卯の駐車場について

- ・ なか卯は 24 時間営業となっているが、駐車場や出入口はどうなるのか。

なか卯についても、コインランドリーと同じく小売店舗となっていないため、駐車場を利用できる時間帯の対象外としており、ゼビオが営業を終了した後も駐車場は開放することを確認。併せて、午後 10 時以降は駐車場南側の部分と出口①をバリカーで閉鎖することを確認。

○北側の出口①について

- ・ 届出書図-3(2)で出口①の上に「搬入車両出入口共用」と記載があるが、入口としての使用もあるのか。

搬入車両については B-9 設備配置図の搬入導線①～④に記載のとおり、出入口③から出口①への一方通行としているため、出口のみの使用となっていることを確認。

○出口①がつけられた経緯について

- ・ 出口①が作られた時期、経緯について再度精査を行ってほしい。

設置者へ再確認するとともに過去の届出書類を確認し、北見市にも確認したところ、出口①に関

しては、占有申請の記録がなく、この施設の開業以前からあった可能性があると推測。

旧大店法では、店舗面積・閉店時刻、休日数については申請の必要があったが、駐車場出入口は届出の対象外となっていたこともあり、今回の届出の変更前配置図-3(1)は旧法で申請した図面とほぼ同一であるが、旧法では出入口の場所や数は届出対象外であったため、実態を表現していなかった可能性があると推測。

イ 質疑・確認

(部会長)

それでは、スーパースポーツゼビオ北見店の本審議についてご意見等をお願いします。

(B委員)

事務的説明で既に話が出てきていたのであれば申し訳ないが、なか卯やさんばちの前の駐車場は駐車場台数の中に入っているのか。

(事務局)

駐車場台数の中に入っている。

(B委員)

出入口①から入った時に、この車路の幅が5.5mと狭めになっており、この出入口すぐ近くに配慮が必要な方の駐車場があるが、これは危なくはないのか。

加えて、ゴルフパートナーの方にある配慮が必要な方の駐車スペースについても、入口から遠いところに設けられているように見受けられ、建物と駐車場の間に通行できるスペースが見て取れず、これは車が走行する部分を通して入口に向かわなければならぬと思われるが、このあたりの安全性の確保についてはどのようになっているのか教えていただきたい。

(事務局)

なか卯前の駐車場については、写真を資料として添付しているが、ご指摘のとおり、若干入口は狭いような部分は見受けられるが、現状の様子を確認したところでは、特段危険を感じるという狭さではないと振興局では判断している。

ゴルフパートナーの身障者用駐車マスについては、ご指摘のとおり出入口のすぐ横にあるわけではなく、奥に設置されているが、こちらについても設置者とやりとりはしており、現状はこの場所にあるということになっているが、委員から話のあったように入口近くに移動させられないか再度確認したい。

現状としては、他の駐車している車に配慮した形では設置している状況となっており、写真資料の出入口②、③付近の様子を見てもらえるとわかるように、そこまで車は駐まらないような店舗運営の状況であるため、現状としてすぐに困るといったことでは無いと思うが、入口近くに身障者用駐車マスがあった方がよいと思われるので、その旨設置者に伝えたい。

(B委員)

写真資料のとおり、来店客がそこまで多くないということは理解した。

ゴルフパートナーという店舗の特性もあり、あまり車椅子などを使われる来店客が多くないということが現れているのかもしれないが、企業の持っているイメージなども考えると、配慮しているということを出した方がよいのではと思う。

もし変えられるのであれば変えていただいた方がよいと思うが、来店客数が少なく、どこに車を駐めても配慮が必要な方が困らないような駐車場の運用になっているということなのか。

(事務局)

隣接しているゼビオの中からもゴルフパートナーに通リ抜けできるようになっている。

(A委員)

そうすると、ますますこの身障者用駐車マスはゴルフパートナーの入口付近に置いた方がよいということになると思われる。

あくまで使えそうな場所に設置したということではなく、身障者用駐車マスは最も安全性、利便性が高い場所に設置するというを基本にさせていただきたいというのがこの審議会のお願いだと思う。

そのため、このゴルフパートナーの身障者用駐車マスは端にあるので、なぜ入口近くに設置されないのかというB委員のご指摘だと思う。それに対して、変更できるものは出来る限り変更していただくことをスタンスとしていただければ。

(事務局)

先ほど話をしたとおり、委員の意見は全て設置者に伝達し、企業イメージ等もあるため、速やかに対処できるものについては対処するように申し伝えたい。

(A 委員)

イメージということではなく、これからの大店のあり方として、身障者用駐車マスはできる限り安全な場所につくるということを前提にして、事務局も確認し、なるべく事前に話をしていただきたい。

(事務局)

承知した。

(部会長)

今のご意見については設置者にお伝えしていただき、できるだけ組み入れていただけるようお願いしていただきたい。

他にいかがか。

(A 委員)

なか卯の駐車場に関して、南側部分と出口①をバリカーで午後 10 時以降は閉鎖するというのはどの資料を見ればよいのか。

(事務局)

届出書の 46 ページの B-10 をご覧いただきたい。この図面の出入口④の横に夜間閉鎖と記載している駐車マスがあり、ここから南部分については閉鎖し、出口①についても閉鎖するということになる。

(A 委員)

そうすると、出口①以外にはどこにバリカーが設置されるのか。

(事務局)

出口①にバリカーが設置され、ゴルフパートナーから南側を全て閉鎖するという形となる。

(A 委員)

これは、今回だけの話ではなく、駐車場において、営業時間外はなるべく閉鎖するというのが大店の指針であると思われるが、実際、敷地内に 24 時間営業のファストフード店等があるパターンが多いため、騒音対策だけでなく、蟻集対策等として、どこまでを閉鎖するのかという話である。

こういったパターンが、今後増えていくと思われる中で、音更町の案件では飲食店近くだけを明け、それ以外を閉鎖すると明確であったので、問題なしと判断できたが、この内容だと出入口①、②、③は開放されているということになり、そうすると、先ほどの蟻集対策として閉鎖するという話と矛盾してしまう。

(事務局)

出入口①だけで出入りすると、交通上、反対に危なくなってしまうということが過去にあり、結局出入口②、③からも抜けられる形を勘案して、ゴルフパートナーの辺りでラインを引き、バリカーで区切り、その中で動線を確保するとしている。

(A 委員)

矛盾している。

今、お願いしているのは、安全性確保ではなく、大店立地法に従うと、営業時間終了後は駐車場を閉鎖し、蟻集対策や騒音対策、安全対策も全て終了するということになるが、大店と 24 時間営業の飲食店などがあると、閉鎖することができなくなり、その矛盾についてどのように考えているかということ。

(事務局)

現在の立地法からの話であればわかるが、今回は旧大店法からの店舗であり、本案件は法附則 5 条 1 項の届出であることから、なかなかその出入口の閉鎖等について、大店立地法の限界といったようなもので、指導が難しいというのが現状となっている。

(A 委員)

言っているのは、この審議会をやっている、24 時間営業の話が出ると毎回この話になってしまい、ただ、場所によっては店舗前部分しか開放しないとしているため、それであれば認められるとしているが、この案件では駐車場は開放されてしまうという部分が引っかかってしまう。

(事務局)

交差点に出入口①が近いということもあり、この出入口だけを開放するという事は厳しい状況であると思われる。

(A 委員)

そうすると、先ほどのサツドラなどの案件では、営業終了後 30 分後には駐車場を閉鎖して、蟻集対策、安全対策をするとしているが、この案件ではこの部分がずれてしまうということか。

(事務局)

旧大店法から設置されているということで、今回の届出内容における駐車場の閉鎖といった部分を、設置者に対して指導事項としてなかなか言うことができないという状況がある。

(A 委員)

親会を含め、ずっと言っているのは、振興局としてこういったことが起こっているということを感じて、法律上建て付けに問題があることは理解しているが、実際、24 時間営業の飲食店が併設された時には、別のやり方を考えなければならないという前向きなことを言っていたただきたいだけである。

(事務局)

設置者と振興局も協議して、より良い方法で進めたいと思っているので、ご理解頂きたい。

(A 委員)

毎回こういった話をしなければならなくなると思われるので、是非、振興局として根本的な部分をどうにかしないといけないのではないかと思う。

(C 委員)

今の話を聞いていると、駐車場を少なくすることは認めるが、こちらからの駐車場を閉鎖するとよいのではという意見については認められないと言われているように聞こえてしまう。

全ての出入口を閉鎖して欲しいと言っている訳ではなく、出入口①だけでは危険なのであれば、出入口②は開放することは認めるが、出入口③、④は閉鎖するなどして、蟻集対策や安全対策を踏まえて、どこかに着地点を見つけていかなければならないと思う。

それでなければ、この審議会が届出内容について理解した、答申内容について認めるといった場ではなくなくなってしまうので、旧大店法、新大店法の関係で難しいと言われてしまうと、何もできなくなってしまう。できない理由だけを述べられたら、こちらの意見が認められないと聞こえてしまう。

(事務局)

承知した。

(B 委員)

今の話に関して、不思議に思っていることとして、この駐車場の計画があり、予備と言ってもいいような従業員用の駐車場が多く確保できている案件だと思うが、このように余裕がある駐車場であるのに、大店法が関わってこない飲食店用の駐車スペースを確保していないということ自体、この計画はダメなものなのではないのか。

そういったことを設置者に何の指導も入れずに、旧大店法だからと言われても全く納得できない。

整備された計画を出してきていないようにしか見えない。

(事務局)

指針の必要台数は認められているので、その部分についてはなかなか指導が難しい。

(B 委員)

そういう話ではなく、必要台数を確保していることはわかるが、必要台数を確保した上で、余裕のある駐車スペースを確保できるような敷地となっており、わざわざなか卯の前まで含めなければならない駐車場ではないのではないかと思っている。

もう少し実態に伴い、安全性を確保した計画はやればできるのではないか。
それが、何の指導もしていないように聞こえてしまう。

24 時間営業の店舗が併設している時に、余裕のない駐車台数の場合であれば仕方ないと思うが、こういった余裕のある案件については、工夫次第で分けることができるのではないかと思う。
これは事業者にとってはいけないものであるのか。

(事業者)

ご指摘のとおり、ゴルフパートナー南側の空き地があるので、この部分に駐車場を広げることは可能かと思われる。

(B 委員)

広げる必要はないのではないか。

現状、従業員用駐車スペースがかなり設けられているが、ここではなく、先ほど言っていた、空いているスペースに雪を堆積させれば、この駐車スペースも年中使えることになる。

そういったスペースをなか卯などの飲食店が使えるようなスペースに振り分けてあげることができないのか。

(事務局)

従業員用駐車場の振り分けで雪の堆積場所を変更するといった対応は可能かと思われるので、再度設置者と協議したい。

先ほどの身障者用駐車場の件もあるので、併せて設置者と協議したい。

(A 委員)

B 委員がおっしゃっているように、届出資料 A-7 を見た時に、なか卯とさんばち前の駐車場はゼビオのカウントとなっているということであるか。

(事務局)

そうになっている。

(A 委員)

数字合わせではなく、常識的になか卯とさんばちの前は、飲食店利用客が駐車することが多いので、ゼビオとしてはカウントしないというのが市民感覚としては普通となっている

これが、わざわざゼビオ前のスペースに余裕がある部分が従業員用として塗りつぶされていることがおかしく見えるということだと思う。

いつも審議会で話しているように、数合わせでなく、実態でカウントしたりして、今後、高齢化社会になって高齢ドライバーが増えてくることが予想される中で、いかに駐車場の安全確保が大事かとなる。その中で、さんばち前の駐車場がゼビオの駐車場と言われても、書面上は正しくても、もう少しわかりやすい書類をつくるなり、事業者と相談するなりしていただかなければ、この審議会の意味がわからなくなってしまう。

(事務局)

承知した。

(部会長)

基本的には法律に則って審議をしているので、その範疇を超えるわけにはいかないが、実態としてこの法が設立された時と変わって、非常に複合化、多様化している。

委員の皆さまが考えているのが、面として機能しているのに、法として、ここまでは考えるがここからは対象外としてしまっているのが、特にこのように 24 時間営業などの営業時間が異なる建物が併設された時の考え方として、ガイドラインを作っただけならば。

北海道全体でそういった案件はあちこちにあると思われるので、第 5 部会からこういった意見が出ているということで本庁とも協議して、示して頂きたい。

明文化せずとも、届出時に北海道としてこういった考え方で運用しているので、そういう方向でやれないかということは話し合っていたきたい。

そういった部分を整理していただきたい。

実態として、昔からある施設を変更するものは多い。

旧大店法の時に届出事項でなかったものが、今、法改正や状況、設置者の意向が変わってきており、

そうすると少しずつ実態と合わせて整合性がとれないようになってきてしまうことが出てきていると思う。

他にいかがか。

それでは、宿題がついたが、答申案に入りたい。

(事務局)
＜答申案読み上げ＞

(委員全員)
＜意見なし＞

(部会長)
この答申案は委員から意見がなければよいと思われるが、先ほど申し上げたとおり、いわゆる審議対象外の営業時間の異なる事業者が併設する場合において、北海道全体として整理していただきたいと思う。
これは事務局に汗をかいていただきたいと思うので、検討いただきたい。

(3)「網走交通株式会社 三輪ビル」(北見市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び前回審議会での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 前回審議会での確認事項

○西側駐車場について

- ・西側駐車場において、両側が軽自動車用駐車マスとなっているが、車路が狭く、また、一方通行とした時にも逆走の恐れがあることから、届出外駐車マス部分をなくし、双方向通行とした方がよいのではないか。

前回の審議会において、従業員用駐車場をなくし、双方向通行にすると回答したが、その内容に錯誤があったとのことであり、届出駐車場は軽自動車用から乗用自動車用の幅に変更、届出外駐車場は混雑時の駐車場不足を避けるため軽自動車用の幅で設置、車路は5mの幅で一方通行で運用、出入口③は逆走の恐れがあることから出口専用に変更として、運用する旨、確認。

○小売店舗営業終了後の駐車場閉鎖について

- ・小売店舗が営業を終了した後、騒音や防犯対策のため南側駐車場及び出入口③の閉鎖をした方がよいのではないか。

設置者には、騒音を懸念する審議会からの意見があったことを伝達し、「大規模小売店舗立地法では閉鎖等の制限がなく、現状店舗で問題が発生していないことから、閉鎖までは考えていない」との回答があったが、問題が発生した場合には迅速に対応する旨、確認。

イ 質疑・確認

(部会長)
この確認していただいた事項については、前回審議会ですべてに直接確認してもらい、回答していただいたが、実際は回答内容が誤っていたということで、本内容に切り替えるということによろしいか。

(事務局)
ご認識の通り。
出口③については一方通行であり、逆走の恐れがあるため、こちらは出口専用とするということになった。

(部会長)
理解した。
それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

(A 委員)

サンキの出入口②付近に止めた人は、逆走して出入口②から出たくなるのではないのか。
わざわざ出口③にまで向かってくれるのか。

(事務局)

可能性があることは、承知しているが、一方通行の標示をして出口③からの出庫を促すとしている。

(A 委員)

前回の審議会での話は、西側駐車場の軽自動車用駐車マスはなくし、代わりに双方向からの走行を可能とすべきと話していたと思う。

この軽自動車用駐車マスは全て「軽」と標示させるのか。

(事務局)

そうしなければ、軽自動車専用にならないので、標示するものと思われる。

(A 委員)

入口近くに止めたいからといって、この部分に駐めた車がマスから車体のはみ出てしまい、車路の幅の5mを確保できないとなると、もってのほかだということで、届出外の軽自動車用駐車マスはなくして、店側の駐車マスだけを普通乗用車用の駐車マスにし、双方向からの走行を可能とするのが安全なのではないかというのが、前回、他の委員からも出ていた話だったと思う。

(事務局)

コンサルを通して設置者に確認した結果、その回答内容が錯誤であったとのことであった。

(A 委員)

このやり方だと、こちらはまだ危険だと感じてしまう。

この出入口②付近の西側駐車場の普通乗用車用駐車マスに駐めた人が、一方通行を守れるような状況になっているかと言うと、疑問が残る。

(事務局)

可能性があることは認識しているが、本内容がコンサルを通しての設置者の回答となっている。
危険があるため、一方通行として、出口③を出口専用とするということであった。

(A 委員)

一般的な市民として考えた場合、逆走して出てしまうと思う。

一方通行にした、出口専用にしたということは理解できるが、わざわざ入口近くに止めた人が出口③まで回ってくれるかと考えたら、近くの出入口②から出たくなってしまうと思われる。

そのため、そういった運用は危険であるから、この届出外の駐車マスをなくして、幅員10m程度確保すれば、両方向から普通に走行できるのではないかとのことであった。

なぜ、この届出外の駐車マスを残さなければならないとなったのかが疑問。

(事務局)

その旨は、設置者に伝えている。

(A 委員)

それでも、そうはできないとの回答だったということだと思うが、それであればこの審議会の意見とはなんなのかと考えてしまう。

この結果を聞いても安全な運用ではないと思ってしまう。

話はずれるかもしれないが、この平面自走式というものは無茶苦茶なもの気がする。

普段、皆さんも経験していると思われるが、空いている駐車場の枠を横切って急に出てきてびっくりすることがある。結局は、利用者もそこまで守らないものとなっている。そのため、守れるレーンを設ければ良いと考えている。

他の委員とも話していたが、例えば、片方向にしか絶対に進めないような構造になっている駐車場もそれなりにある。海外などでも結構あるが、入ると順路に従って、頭からの駐車しかできないようになっている事例があり、なぜ、そういったような守れるルールを作らないのか。

この案件に関して言えば、普通に考えて逆走すると思わないか。

(事務局)

逆走しないと言い切れはしないが、基本的に出入口②は交差点に近いので、左折する車はあっても、右折して出て行こうとする車はないと思う。
南下する車であれば、出口③まで行って出ていくと考えられる。

(A 委員)

むしろ国道が近いので、出入口②からの右折は多いと思う。

(事務局)

実際にこの通りを確認すると、国道が近いので、通りに車が止まっていて右折で出にくいということはある。
ただ、委員がおっしゃるとおり右折で出る車はゼロではないとは思う。

(部会長)

この部分は建物も出っ張っている構造になっていて、おそらく、この出っ張りの部分も活用したいということが事業者の意向なのかとも思う。

(C 委員)

この一方通行は既に運用されているのか。

(事務局)

まだ運用されていない。

(C 委員)

どのように一方通行の指示をするのか。壁に標示をするのか。

(事務局)

おそらく、路面にペイントで標示すると思われる。

(C 委員)

どのように周知するのが疑問。例えば、壁に一方通行という標示があるのであればわかるが、運転手が下を見ないとわからないというものかどうかと思う。

これだけ横に駐車マスが並んでいて、それぞれのマスに一方通行の標示をするわけではないと思われる。運転する人が駐車場に入ったときにどうやったら一方通行であることがわかるようになるのかイメージがわからない。

(事務局)

推測でしか話ができないが、壁に標示する可能性もある。危険については委員からのご指摘もあるので、設置者と協議して、適正な安全確保をできるように対策を図りたい。

(B 委員)

A 委員もおっしゃっているように、前回審議会で西側駐車場の届出外駐車マスはなくても台数的には足りるため、ない方が安全性を確保できるという話になったのは記憶として確かなところ。今回、出入口③が出口③になったとあるが、搬入車両は入れることになっており、一般の来店客にも入れる場所だと思われてしまわないかが心配。

一方通行とすることで一方通行と認識している人とそうではないと勘違いしてしまう人が混ざってかえって危険な状態とならないかが懸念される。

また、車路の幅員についても 6m で狭くて危険という話をしていたにも関わらず、さらに狭い 5m の車路になって、駐車マスも軽自動車用駐車マスが向かい合わせだったものが、片方を普通車用駐車マスに変更するという事になったとのことだが、コンサルがどういった考えでこのようにしたのが不思議で仕方ない。

例えば、どうしても従業員用駐車マスを確保しなければならないのだとすれば、縦列駐車のマスにして台数を減らすとか、斜め駐車マスに戻すといったことをすることで、不具合があるものなのかが気になる。

この変更によってかえって危険になる気がするため、もう少しその辺り事業者と話し合っていたらきたい。

(事務局)

承知した。

その部分の安全確保ができるよう、コンサルと協議する。

(部会長)

そうなると、その部分の結果が見えないことには、結論を出すことは難しいと思う。

(A 委員)

以前、この部分は斜め駐車マスになっており、台数が少なく、一方通行ではなかったということか。

(事務局)

そのとおり。

(A 委員)

この変更により、悪い方向に動いてしまっていると感じる。それであれば、斜め駐車マスで一方通行でよいのではと思う。

前回審議会でも B 委員がおっしゃっていたように、すべて軽自動車用駐車マスにしなければならないのか、片側をなくすだけでとてもスムーズになるという話をずっとしており、委員全員もその話を覚えている。

店舗の駐車場内だけでなく、路駐させないといったような近隣のことを考えても、このような危険の多そうな運用をこの審議会で意見なしと答申する訳にはいかないと思ってしまう。

(事務局)

前回審議会にて委員からご指摘のあった部分については、審議会中にもコンサルに連絡を取ったりして、重々設置者には伝えているところ。

懸念が生じるため、西側駐車場の車路は一方通行にして、出入口③を出口専用としたところではあるが、今回審議会において、再度、意見があったことについて、コンサルに伝え、適正な取り扱いについて協議をしたい。

繰り返すにはなるが、既に経緯については伝えているが、設置者には今後も審議内容について伝えていきたい。

(C 委員)

この西側駐車場の駐車マスについて、既に線は引いてあるのか。

写真資料では斜めになっているが、図面では真っすぐになっている。

(事務局)

道路側の届出外駐車マスについては、既にひかれていると聞いている。

店舗側の駐車マスについては、まだ線を引いていないとのこと。

(部会長)

事業者側から配慮として回答いただいた、一方通行という運用及び出入口③を出口専用とすること自体がどうなのかという懸念が委員から出ているため、そこをもう少し詰めていただきたい。結果をお知らせいただかなくては、判断は難しいと思っている。

(事務局)

一度、持ち帰らせていただいて、コンサルを通して設置者に話をしたい。

これまでも設置者にご意見は伝えているが、再度、本審議の際にこういった意見があったという旨を伝達し、取り扱いについて確認した上で、ご報告できればと思う。

(部会長)

いわゆる、1 回目の指摘で、一方通行、出口専用といった一定程度の配慮をしていただいたとなっているが、また、その配慮いただいた内容について懸念が示されたという状況であるため、お手数ではあるが、その旨、事業者に説明いただいて、その結果どうするのかについてお知らせいただければ。

(事務局)

承知した。

(部会長)

それでは、そういうことで再度事業者にあたってもらおうということにしたい。
B委員もよろしかったか。

(B委員)

承知した。
前回審議会で質問したことだが、軽自動車用駐車マスや普通車用駐車マスの数について、大店立地法の指針の中で、割合みたいなものはあるのか。

(事務局)

普通車に対して軽自動車は何台といった割合に関する基準はない。

(B委員)

すべて軽自動車用であったとしても良いということか。

(事務局)

台数的なカウントとしては、可能となっている。
ただ、そういった現実的でない運用があるとはなかなか思えないが、カウントとしては認められることになる。

(部会長)

それについては、法律の裏読みのお話であるので仕方がないことになってしまう。
ただ、それは非現実的であるので、届出が出てきた段階で疑問にしかならないものになるので、そういった心配はないとも思う。単に法律としてそういった区分はしていないということ。

(B委員)

パッと見て利用者が常識的なものなのか否かということが大事だと思う。法律的に問題ないかもしれないが、危険が懸念されると思う点について、私たちも意見しているのでお手数ではあるが、よろしくお願いしたい。

(部会長)

もう一度、事業者とやり取りしていただけるということであるので、今日のところは結果待ちということにしたい。
懸念事項は3点ほどあるが事務局においては対応をお願いする。

委員の皆様はそれでよろしいか。

(A委員)

変更日が9月25日となっているが、スケジュール的には大丈夫なのか。

(事務局)

今週中にメール等でやり取りさせていただき、ご意見に対する回答等を確認させていただければと思っているので、ご了承いただきたい。

(部会長)

変更日まで集まって審議するというのが困難であるので、そのやり方でお願いしたい。

(A委員)

確認だが、25日までに答申ということは、22日までに確認内容をメール等でもらい、異論がなければ答申を決めるということか。

(事務局)

ご認識のとおり。

(A委員)

現実的に、かなりシビアだと感じる。いくらメールの時代だと言っても、1日で審議となると、答申ありきに聞こえてしまう。

(事務局)

答申をしなければ、8 カ月制限の部分で、期間を過ぎると自動的に意見なしという扱いになってしまう。

8 カ月以内に答申で意見がつかなければ、設置者としてはあくまでこれは届出であるため、自動的に運用して問題なしになってしまう。

届出で 8 カ月制限が設けられているということは、不備があればその期間内に意見を出し、意見がなければ自動的に運用してよいというシステムになっている。

(A 委員)

それであれば、1 日であっても直した届出内容を審議する時間があつた方がよいということで理解した。

(事務局)

委員の皆様には申し訳ないが、25 日までに意見の有無について、ご審議をお願いできれば。

(B 委員)

それだと、意見がつかないことが前提になっていると感じてしまうので、決して意見を付けたい訳ではないが、そういった状況であれば意見を付ける方向で考えた方がよいのではないか。

(事務局)

過去にこの 5 部会で意見を付けた事例があり、法律に基づいた部分に関して意見を付けるというのであれば意見が付けやすいのであるが、今回の内容では厳しいというのが現状となっている。

(A 委員)

そうすると、いつもこの審議会で振興局に申し上げているが、我々委員は何者なのかということになる。我々は一市民として、実際にこういった場所を利用する感覚、それぞれの専門分野の考えで意見しているので、法律としてはそうでないのかもしれないが、実際に運用の問題点やより良い運用方法について、意見しているため、そういった話をされてしまうと、この審議会は形だけで意味がないと思ってしまう。

(事務局)

審議会が形骸化されているわけではなく、皆様から意見をいただいた方がより良い大店の審議につながり、意見を設置者に伝えて、反映いただくということで審議会が成り立っているのです、ご理解いただければ。

(A 委員)

実際この 8 カ月制限があることで、審議会から意見が出てても事業者が本気の対応をしないで 8 カ月後まで引っ張ってしまえば、事業者のやり方が通るということになってしまうのではないか。

(事務局)

厳密に言えば、その可能性もゼロではない。ただ、そういったことは過去にも事例がない。

意見を付す時は付すこととなっており、ただ、今回のケースについては意見を付けるに足る法律の根拠があればよいのであるが、厳しい部分があるというのが現状。

(A 委員)

自分が委員をやり始めて最初の頃にあつたことだが、他の大店において、審議会を通つたが実際は対応していなかったということがあつた。

そのため、振興局においては大変かもしれないが、こういった意見がでた後に、懸念されることが起きていないかについてフォローして欲しい。

(事務局)

振興局ではパトロールという形で、大店の設置状況について確認しているところ。

確認に行った時に違反があるということがなければ把握することは難しいが、通報があつた際には、速やかに設置者に対して運用方法について確認し、指導等を行っている。

(事務局)

今、申しあげたとおり、振興局において事後のフォローとして、計画的に全店舗を確認に訪問しているという状況ではないが、通り掛けなどにチェックし、危険な部分等があれば、状況によっては、設置

者に対して報告を求めるということはできる。

今回のゼビオの案件に関しても、そういった見回りにおいて発覚したものとなっている。

振興局においても、届出が出てきた段階で内容が適正かどうかについて確認しており、5部会として事務的説明の後に出たご意見に関しても、設置者には申し伝えているため、審議会の意味がないということではない点についてはご理解いただきたい。

今回の三輪ビルに関して、付する意見については、法律の指針上の意見を付することは難しいと思うが、付帯意見として、部会でこういった懸念が示されたということは、答申の中に盛り込める可能性はある。また、今回の議事録についてもホームページで公表もさせていただいているので、そういった部分を踏まえてこの審議会での議論はオープンにされているものとはなると思われる。

それが十分と言えるかどうかはわからないが、この5部会があることで設置者への牽制にはなっていると考える。

(部会長)

少なくとも届出事項や審査事項などが規定されている以上は、それを踏み越えて意見できないことも理解できる。それでも委員の皆様は真摯に協議いただいているので、時間のない中、何度も申し訳ないが、本案件については先ほど挙げられた懸念事項について、確認いただきたい。

そして、事務局にもおっしゃっていただいたとおり、答申についてはあくまでも法に則ったものしか書けないのはわかるが、付記する中での表現において、委員の意向を反映させていただければと思う。

もう一度集まる時間はないが、メール等でやりとりをして、できる限り皆さんの意見を反映させられるような形にもっていきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、本日の案件については、2件終了と1件は継続という形になったが終了とさせていただく。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり